

平成 29 年 12 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社カイオム・バイオサイエンス  
代表者名 代表取締役社長 小林 茂  
(コード：4583 東証マザーズ)  
問合せ先 取締役経営企画室長 美女平 在彦  
(TEL. 03-6383-3746)

### 経営諮問委員会の報告書受領のお知らせ

当社は、旧経営陣の下で行ってきた過去の経営計画や経営判断の検証及び今後の事業計画の立案・推進にあたっての施策や技術評価等についての提言を受けるため、当社から独立した第三者で構成される経営諮問委員会を設置し（平成 29 年 3 月 29 日付「経営諮問委員会設置のお知らせ」、平成 29 年 5 月 15 日付「経営諮問委員会の委員選任に関するお知らせ」参照）、同委員会に上記の検証及び提言について委嘱してまいりました。本日、上記委嘱事項に基づく経営諮問委員会の活動内容をまとめた報告書（以下、「本報告書」といいます）を同委員会より受領いたしましたので、お知らせいたします。本日受領した経営諮問委員会の報告書（要約版）は添付のとおりです。

本報告書では、同委員会において、過去の当社の経営計画や経営判断の検証に伴い、過去の当社の情報開示が適切であったかについても検証が行われた結果、当社が行った過去の開示の一部に一般投資家の投資判断に誤解を生じさせる表現が含まれていたことが指摘され、今後当社が開示を行うにあたっては、いかなる一般投資家がどのように読んでも誤解を生じないような表現や説明を用いながら、一般投資家に正しく情報が伝達されるよう、わかりやすく丁寧な情報提供に努めることが望ましいことが提言されています。当社は、その内容を真摯に受け止め、株主・投資家をはじめ関係者の皆様にお詫びを申し上げるとともに、開示における姿勢を改め、当社の信頼回復や今後の業績発展に全力を尽くして参る所存です。その具体的な改善策等につきましては、本報告書の内容を十分に検討した上で、今月中に取りまとめて皆様にお知らせする予定です。また、当社の今後の事業につきましても、上記改善策等と共にお知らせする予定です。

以上

平成 29 年 12 月 14 日

株式会社カイオム・バイオサイエンス  
代表取締役社長 小林 茂 殿

株式会社カイオム・バイオサイエンス  
経営諮問委員会

委員長 福崎 真也



委員 鳥羽 史郎



委員 吉野 潤



### 報 告 書 (要約版)

当委員会による活動の概要につき、以下の通りご報告申し上げます。

## 第1 当委員会の概要

### 1 当委員会設置の経緯

株式会社カイオム・バイオサイエンス（以下「カイオム」という。）は、上場以来業績不振が続いたことに対する経営責任の明確化、並びにステークホルダーからの信頼回復に向けた経営体制及び人心の刷新を図るため、平成29年2月14日に開催された取締役会において、①第13回定時株主総会（平成29年3月29日開催）に提出する取締役選任議案につき、藤原正明代表取締役（当時・以下「藤原氏」という。）及び清田圭一取締役兼CFO（当時・以下「清田氏」という。）を取締役候補者とし、並びに②藤原氏を代表取締役から解職することが提案され、いずれも決議された。その後、同取締役会終了前に藤原氏より自ら代表取締役を辞任したい旨の意思が表示されたため、カイオム取締役会は、②に係る決議の撤回及び藤原氏の代表取締役辞任を受け入れることを改めて決議した。また、藤原氏及び清田氏は、取締役任期の満了前である平成29年3月15日及び同月24日にそれぞれ取締役を辞任した。

カイオムは、以前の藤原氏及び清田氏を中心とする経営陣（以下「旧経営陣」という。）による経営成績が株主、投資家等の期待に応えることができていなかったという状況を踏まえ、現代表取締役社長小林茂氏が率いる新しい経営体制の下で今後の事業計画を立案し、それを推進するにあたって、カイオムの経営に対する客観的評価に基づく助言を社外の識者から得ることが必要であると判断した。

そこで、カイオムの過去の経営判断の検証及び今後の事業計画の立案・推進にあたっての施策や技術評価等についての提言を行うために、カイオムの取締役会の委嘱により、平成29年3月29日、経営諮問委員会と題する当委員会が設置され、平成29年5月15日、カイオムと利害関係が無い外部有識者3名が当委員会の委員として選任された。

### 2 当委員会の構成

当委員会は、下記の3名で構成されている。

委員長 弁護士 福崎真也（福崎法律事務所<sup>1</sup>）  
委員 公認会計士 鳥羽史郎（鳥羽公認会計士事務所）  
委員 弁理士 吉野 潤（鷺田国際特許事務所）

なお、当委員会の各委員は、カイオムとの間で利害関係を有しない。

---

<sup>1</sup> 当委員会設置時は番町スクエア法律事務所に所属しており、平成29年7月3日より現事務所に所属。

## 第2 当委員会によるカイオムの過去の経営判断の検証

### 1. 当委員会による調査の目的及び方法

当委員会では、以下に述べる目的及び方法により、カイオムの過去の経営判断の検証に係る調査（以下「本調査」という。）を行った。

#### (1) 本調査の目的

カイオムが新しい経営体制の下で今後の事業計画を立案し、それを推進する前提として、旧経営陣がこれまでに投資家から受けてきた、開発や事業に関する過去の開示内容が現実のカイオムの開発や事業の状況と乖離しているのではないか、といった厳しい指摘に正面から向き合わなければ、上場会社として必要な投資家の信頼を回復し、ひいては真に業績を回復させることは難しいと考えられる。

そこで、当委員会は、投資家からこれまでに多くの問い合わせを受けている対象が、上場後の開発や事業に関する開示の内容及びM&A取引であることを踏まえ、カイオムの委嘱に基づき、カイオム上場後の過去の全ての経営判断を対象として、①上場後の開発や事業に関する開示の内容が株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程（以下「有価証券上場規程」という。）に照らして適時・適切な開示にあたるか、及び、②M&A取引に至った経営判断の手続過程に経営判断原則に照らして違法性がないか、をそれぞれ検証するために本調査を行う。

#### (2) 本調査の方法

当委員会は、カイオムの上場後の全ての開示書類、電子データ等の資料、並びにカイオムの役員及び従業員に対する事情聴取に基づき本調査を実施した。

なお、上記の通り、本調査の対象は、これまでに投資家に開示された内容や各M&A取引に至る経緯である。そのため、本調査では、カイオムから提出された資料やカイオムの役員及び従業員の回答内容がプレスリリース等と矛盾しない限り、これらが正確であることを前提として、有価証券上場規程に照らした適時・適切な開示の該当性や経営判断原則に照らした違法性の有無を判断した。

### 2. 過去に実施された開示内容についての調査結果の概要

当委員会では、カイオムが上場後に投資家に開示してきた全てのプレスリリースを対象として本調査を行った。その調査結果の概要は以下の通りである。

(1) 平成 26 年 3 月 18 日付プレスリリース

カイオムは、平成 26 年 3 月 18 日付プレスリリースにて、「“実用化レベル”の『完全ヒト ADLib システムの構築』に成功いたしました」と開示した。

カイオムでは特異性のある完全ヒト抗体を得ることが“実用化”と位置付けられていたが、かかる定義は社外に公表されていなかった。そのため、かかるプレスリリースは、ADLib システムによる事業化について投資家に誤解を生じさせるものではないか、という点が問題となる。

この点について、①平成 26 年 3 月 18 日付プレスリリースの開示に先立ち ADLib システムのプロトタイプの「完成」を謳った平成 25 年 6 月 11 日付プレスリリースにおいて、「完全ヒト ADLib システム実用化における主要なステップは残り 2 つ」と開示されていたために、当該開示に続く平成 26 年 3 月 18 日付プレスリリースで「完全ヒト ADLib システム完成」「“実用化レベル”の『完全ヒト ADLib システムの構築』に成功」と開示すれば、一般投資家に両ステップがいずれも解決したとの誤解を与える可能性があること、②平成 25 年 6 月 11 日付プレスリリースにおいて「完成」と「実用化」が同様の意味を有するようにも読める記載があったために、カイオムが平成 26 年 3 月 18 日付プレスリリースで「実用化」と開示すれば、一般投資家に完全ヒト ADLib システムが「完成」に至ったとの誤解を与える可能性があること、③「実用化」という言葉は「技術レベルで“使える”抗体が取れる」という意味でも用いられ得るが、カイオムが ADLib システムを事業計画の柱として株式上場を果たし、その事業化に対して一般投資家から高い期待が寄せられていたために、一般投資家に「実用化」が「収益化」や「黒字化」をもたらすものという意味であるとの誤解を与える可能性があること、を総合的に勘案すれば、一般投資家が、“実用化”という表現に対して、単に「技術レベルで“使える”抗体が取れる」という意味を超えて「技術導出を果たして収益化の目途が立った」と誤解したとしてもやむを得ないといえる。

したがって、開示時期の遅滞は認められないものの、平成 25 年 6 月 11 日付プレスリリースと併せて読めば、上記開示は一般投資家の投資判断に誤解を生じさせるものと考えられ、当委員会は、有価証券上場規程に照らして開示内容は不適切であったと考える。

(2) 平成 26 年 10 月 21 日付プレスリリース

カイオムは、パンデミック感染症対応を目的とした研究開発に関する平成 26 年 10 月 21 日付プレスリリースにて、「オリジナル ADLib システムを用い、弱毒型、強毒型インフルエンザの部分タンパク抗原それぞれに対し反応性を示す抗体作製を短期間で実現いたしました。」「ウイルスに対して薬効を持つ抗体を短期間で取

得する可能性が開けました。」と開示した。

かかるプレスリリースは、インフルエンザウイルスに対して薬効を持つ抗体を短期間で取得できる可能性について投資家に誤解を生じさせるものではないか、という点が問題となる。

この点について、上記記載はあくまで抗体を作製したという事実を報告するとともに、これを将来の完全ヒト ADLib システムの研究開発に活用する点を指摘したに過ぎず、その点で虚偽の内容ではないこと、また他にインフルエンザウイルスに対する治療用抗体医薬品の完成を示唆するような開示も行っていないことから、一般投資家に対して、インフルエンザウイルスに対する治療用抗体医薬品の完成時期について誤解を生じさせ、投資判断を誤らせる内容ではなく、情報としての不足があるとはいえず、開示時期の遅滞等も認められないため、当委員会は、有価証券上場規程に照らして開示内容として不適切であるとは言えないと考える。

#### (3) 平成 26 年 12 月 2 日付プレスリリース

カイオムは、パンデミック感染症対応を目的とした研究開発に関する平成 26 年 12 月 2 日付プレスリリースにて、「オリジナル ADLib システムを用い、エボラウイルスの特定抗原に対し反応性を示す抗体作製を短期間で実現いたしました」と開示した。

かかるプレスリリースは、エボラウイルスに対して薬効を持つ抗体を短期間で取得できる可能性について投資家に誤解を生じさせるものではないか、という点が問題となる。

この点について、上記記載はあくまで抗体を作製した事実を報告したに過ぎず、その点で虚偽の内容ではないこと、また他の開示にて ADLib システムがその時点では発展途上の技術であるという消極的な点も開示されているところから、一般投資家に対して、エボラウイルスに対する治療用抗体医薬品の完成時期について誤解を生じさせ、投資判断を誤らせる内容ではなく、情報としての不足があるとはいえず、開示時期の遅滞等も認められないため、当委員会は、有価証券上場規程に照らして開示内容として不適切であるとは言えないと考える。

#### (4) 業績予想の修正に関するプレスリリース

カイオムは、平成 24 年 2 月 28 日付プレスリリースにて「導出が翌期へ繰り越される」、平成 25 年 2 月 6 日付プレスリリースにて「一部新規契約締結の遅れ」、平成 26 年 3 月 31 日付プレスリリースにて「抗セマフォリン 3A 抗体の導出…期ずれ」と、それぞれ開示した。

かかる各プレスリリースは、抗セマフォリン 3A 抗体の導出時期について投資家に誤解を生じさせるものではないか、という点が問題となる。

この点について、①「導出が翌期へ繰り越される」という表現は、翌期において確実に導出が見込まれる状況にある場合に用いる表現であること、②「一部新規契約締結の遅れ」という表現は、一部を除いて新規契約が締結済みである場合に用いる表現であること、③「期ずれ」という表現は、現実の売上等について、会計年度の都合で当期中ではなく翌期に計上する場合に用いる表現であること、を総合的に勘案すれば、一般投資家が、これらの表現に対して、「抗セマフォリン 3A 抗体が翌期に導出される」と誤解したとしてもやむを得ないと言える。

したがって、開示時期の遅滞は認められないものの、上記各開示で用いられている表現は、一般投資家の投資判断に誤解を生じさせるものと考えられ、当委員会は、有価証券上場規程に照らして開示内容は不適切であったと考える。

#### (5) その他のプレスリリース

その他のプレスリリースについては、研究開発の成果についての報告と将来の活用についての展望を記載しつつ、現状では未だ前臨床段階であり、導出可能な段階にもないことが記載されているため、開示時期の遅滞等も認められず、当委員会は、有価証券上場規程に照らして開示内容として不適切なものであるとは言えないと考える。

### 3. 過去に実施された M&A についての調査結果の概要

当委員会では、カイオムが上場後に投資家に開示してきた全ての M&A（株式取得による出資）案件を対象とし、経営判断原則に照らして法的責任の有無につき本調査を行った。その調査結果の概要は以下の通りである。

#### (1) 株式会社リブテック（以下「リブテック」という。）の株式取得（子会社化、総額 8775 万円）の件（平成 25 年 12 月 16 日）

本 M&A を検討するに際し、カイオムは、独立した外部の専門家に法務調査、知財調査及び株式価値算定を委託して報告書を受領しており、本 M&A に係る経営判断の前提となった事実関係に、重要かつ不注意な誤りがあったと認めることはできない。

また、リブテックに関する、各パイプラインの開発状況及びリスク、開発部門の開発能力、予算の精度、その他買収リスク等といった点について、社内で協議検討されており、本 M&A に係る意思決定の過程及び内容が企業経営者として特に不合理又は不適切なものであったと認めることはできない。

よって、当委員会は、リブテックの株式取得について、出資を決定した取締役及びこれに異議を述べなかつた監査役に、善管注意義務又は忠実義務の違反は認

められないと考える。

- (2) 株式会社イーベック（以下「イーベック」という。）の株式取得（10.9%の株式取得、総額1億1400万円）の件（平成27年10月15日）

本 M&A を検討するに際し、カイオムは、自社で知財調査及び株式価値算定を実施している。出資比率が大きくなり、簿外債務や潜在債務に係るリスクが限定的であることを考慮すれば、自社でこれらの調査及び算定を実施したことの一事をもって、本 M&A に係る経営判断の前提となった事実関係に、重要かつ不注意な誤りがあったと認めることはできない。なお、出資決定後1年も経たないうちに（平成28年8月12日）、イーベックに係る投資有価証券について、特別損失として投資有価証券評価損105百万円（イーベックにおける固定資産評価の見直しによるものであるが、その実質はイーベックの事業に対する評価の見直しによるもの）が計上されており、かかるイーベックにおける特別損失の要因は、カイオムによる本 M&A の実施決定当時から存在し、かつ、カイオムもこれを認識した上で、①イーベックから提出された事業計画を十分に検討し、保守的な評価を行った上で株式価値の算定を行っていること、②また直前に出資している他の企業の評価額と同等の株式価値算定額にとどまること等を考慮すると、自社で実施した上記調査及び算定に重要かつ不注意な誤りがあったとは言えない。

また、イーベックに関する、開発抗体の進捗状況、他社との契約状況、抗体作成技術、研究開発体制、技術面におけるシナジー、その他出資リスク等といった点について、社内で協議検討されており、本 M&A に係る意思決定の過程及び内容が企業経営者として特に不合理又は不適切なものであったと認めることはできない。

よって、当委員会は、イーベックの株式取得について、出資を決定した取締役及びこれに異議を述べなかった監査役に、善管注意義務又は忠実義務の違反は認められないと考える。

- (3) 株式会社 Trans Chromosomics（以下「TC社」という。）の株式取得（6.5%の株式取得、総額1億5000万円）の件（平成29年1月25日）

本 M&A を検討するに際し、カイオムは、自社で知財調査及び株式価値算定を実施している。出資比率が大きくなり、簿外債務や潜在債務に係るリスクが限定的であることを考慮すれば、自社でこれらの調査及び算定を実施したことの一事をもって、本 M&A に係る経営判断の前提となった事実関係に、重要かつ不注意な誤りがあったと認めることはできない。

また、TC社に関する、知財評価、他社との契約状況、算定株価の妥当性（外部機関利用の可否を含む）、出資と同時に締結する共同研究契約の妥当性等といった

点について、社内で協議検討されており、本 M&A に係る意思決定の過程及び内容が企業経営者として特に不合理又は不適切なものであったと認めることはできない。

よって、当委員会は、TC 社の株式取得について、出資を決定した取締役及びこれに異議を述べなかった監査役に、善管注意義務又は忠実義務の違反は認められないと考える。

#### 4. 本調査の結論

以上のとおり、カイオムが上場後に投資家に開示してきた全てのプレスリリースのうち、平成 26 年 3 月 18 日付プレスリリース及び業績予想の修正に関するプレスリリースには、一般投資家の投資判断に誤解を生じさせる表現が含まれていると考えられ、当委員会は、有価証券上場規程に照らして不適切な開示にあたる则认为。また、不適切な開示にあたらぬと考えられるその他のプレスリリースについても、その一部分のみを読んだ一般投資家に何らかの誤解を生じさせる可能性のある表現が含まれている場合が散見される。

したがって、当委員会は、カイオムが今後開示を行うにあたっては、有価証券上場規程に照らして適時・適切な開示を行うことは当然のことながら、いかなる一般投資家がどのように読んでも誤解を生じないような表現や説明を用いながら、一般投資家に正しく情報が伝達されるよう、わかりやすく丁寧な情報提供に努めることが望ましいと考える。

#### 第3 当委員会によるカイオムの今後の施策や技術評価等についての提言

藤原氏や清田氏を中心とした旧経営陣でのカイオムは、上場以来、業績の見通しについて度重なる下方修正を行い、投資家の信頼を失ってきた。カイオムの主たる事業である医薬品の研究開発は、計画通りに開発が進むとは限らず、常に開発中止や遅延などの不確実性やリスクが内在することから、かかる不確実性やリスクを正しく認識した上で業績の見通しを立てることが必要である。そして、カイオムが上場会社として必要な投資家の信頼を失っている現状に鑑みれば、かかる不確実性やリスクについてカイオムの現在の経営陣が正しく認識していることを裏付けるために、第三者の客観的な評価を受けることが必要であると考えられた。

そこで当委員会は、カイオムに対し、上場会社として必要な投資家の信頼を回復し、真に業績を回復させるためには、カイオムの事業について、カイオムとこれまでに利害関係等が無い第三者より客観的な立場から評価を受ける必要がある旨を提言するととも

に、カイオムが立案中の今後の事業計画の内容が当該評価結果と矛盾しないかを確認した上で、当該事業計画を投資家に公表すべきである旨を提言した。かかる提言を受けたカイオムは、知的財産戦略ネットワーク株式会社に上記の評価を委託するとともに、当該評価がカイオムにて立案中の今後の事業計画の内容と矛盾しないことを確認し、その旨を当委員会に報告した。かかる報告の内容について、当委員会が不合理に思う点は見当たらなかった。

当委員会は、カイオムが今後、事業計画を立案し・推進するにあたっては、度重なる下方修正を行うなどして投資家の信頼を失うようなことが二度とないように、引き続き事業に内在する不確実性やリスクを正しく認識した上で、慎重かつ丁寧に進めていくことが望ましいと考える。

以上